

# 対象問題集：『仮免・本免』

令和5年7月1日改正法施行のため、下記内容の変更を願います。

## ● P.5 「仮免問題(2)」

▶ 「問11」を以下のように変更します。

- 11 交差点で左折するときは、車の内輪差により後輪で歩行者や特定小型原動機付自転車、自転車を巻き込むおそれがあるので、注意しなければならない。

▶ 「問18」を以下のように変更します。

- 18 特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、歩行者のそばを通るときと同じような注意が必要である。

## ● P.15 「本免問題(2)」

▶ 「問30」を以下のように変更します。

- 30 図8の標示板のある交差点では、信号が黄色や赤色であっても、自動車と一般原動機付自転車は左折することができるが、特定小型原動機付自転車や軽車両は左折できない。



図8

▶ 「問50」を以下のように変更します。

- 50 正面の信号が赤色の灯火で、同時に青色の矢印信号が左へ出たときは、自動車や一般原動機付自転車は矢印の方向へ進行できるが、特定小型原動機付自転車や軽車両は進行してはならない。

## ● P.19 「本免問題(4)」

▶ 「問6」を以下のように変更します。

- 6 図2のような路側帯は、特例特定小型原動機付自転車や軽車両は通行してはいけない。



図2

## ● P.28 「仮免問題(4) 解答と解説」

▶ 「16」の解説を以下のように変更します。

- 16 × 軽車両や特定原付、二段階右折の一般原付は右折できない。

● P.30 「本免問題 (2) 解答と解説」

▶ 「1」の解説を以下のように変更します。

1 ○ ふつうじてんしゃとうおま ぼこうしゃとうせんよう ひょうしき 普通自転車等及び歩行者等専用の標識であり、ふつうじてんしゃ つうこう 普通自転車は通行できる。

▶ 「30」の解説を以下のように変更します。

30 × とくていげんつき けいしゃりょう きせつ 特定原付や軽車両も左折することができる。

▶ 「50」の解説を以下のように変更します。

50 × ひだりむき あお やじるししんごう とくていげんつき けいしゃりょう きせつ 左向きの青の矢印信号は、特定原付や軽車両も左折することができる。

● P.32 「本免問題 (4) 解答と解説」

▶ 「6」の解説を以下のように変更します。

6 × ちやうていしゃきんしよぞくたい とくわいとくていげんつき けいしゃりょう つうこう ひと 駐停車禁止路側帯であるが、特例特定原付と軽車両の通行は認められている。

● 次の文章内の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「原付」を「一般原付」に差し替えます。

仮免問題 (1)	問題文 : 3 / 12 / 13 / 14 / 24 / 43	解答と解説 : 3 / 6 / 13
仮免問題 (2)	問題文 : 15 / 29 / 38 / 39	解答と解説 : 15 / 29 / 38 / 39
仮免問題 (3)	問題文 : 18 / 26 / 27	解答と解説 : 18 / 26 / 27
仮免問題 (4)	問題文 : 19 / 39 / 45 / 50	解答と解説 : 16 / 39 / 45 / 50
仮免問題 (5)	問題文 : 26 / 43	解答と解説 : 26 / 43
本免問題 (1)	問題文 : 8 / 23 / 62 / 86	解答と解説 : 8 / 62
本免問題 (2)	問題文 : 23 / 30 / 47 / 48 / 50 / 52 / 61	解答と解説 : 47 / 48 / 52
本免問題 (3)	問題文 : 4 / 25 / 46 / 70	解答と解説 : 70
本免問題 (4)	問題文 : 26 / <small>ず</small> 6	解答と解説 : 26 / 70

● 以下の箇所については従来通り「原動機付自転車」又は「原付」の記載のままとします。

仮免問題 (4)	問題文 : 46
仮免問題 (5)	問題文 : 29 / 45
本免問題 (2)	問題文 : 74
仮免問題 (1)	解答と解説 : 12